

25 都 第 7 7 号
平成25年5月15日

一般社団法人 長崎県建設業協会長 様

長崎県土木部都市計画課長



県及び市町景観計画に基づく届出制度の周知について（依頼）

日頃より県の景観行政に格別のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成16年に景観法が施行され、県内でも景観法に基づく景観行政団体として景観計画を定め、届出制度を適用する自治体が増えています。

また、本県でも県景観計画を定め、平成24年4月1日から、西海市、長与町、時津町、川棚町、佐々町の区域内における大規模行為について、届出制度の運用を行っているところです。

これは、一定規模以上の建築物（工作物）の建築（築造）等や開発行為等を届出対象行為とするものですが、同対象行為として、「建築物（工作物）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」も規定しております。

この「色彩の変更」については、使用できる色彩をマンセル値により規定しており、この規定を外れる色彩の使用は景観法違反となります。色あせた状態から、新築時と同色の塗料で塗り直す場合にも、「現状の色彩」からの外観の変更となるため、届出対象となりますので、ご注意ください。

なお、上記市町の区域以外に、長崎市、佐世保市、島原市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町はそれぞれ景観計画を策定しており、県と基準は異なるものの、同様の規制が行われておりますので、その点についてもご配慮いただくようお願いします。

また、その他の市町についても、今後、景観計画が策定されれば同様に規制が行われることとなります。

つきましては、本制度について、貴会会員への周知をお願いするとともに、不明な点については、都市計画課までお尋ねいただくよう、よろしくお願いします。

担当

長崎県土木部都市計画課

景観班 入江、吉田

電話：095-894-3151（直通）

FAX：095-894-3462